

加賀藩の大工史料の信頼性に関する考察 (下)

—清水文庫・渡部家文書を中心に—

石川県金沢城調査研究所

正 見 泰

第3章 渡部家文書史料の信頼性の検証

本章では、准公的史料である栗林又七『先祖并一門付之覚』（以下、『又七覚』）、私的史料である渡部家『累代家図』の2史料について、富山藩の公的史料でその記述内容を確認し、さらに富山藩の記述を加賀藩の史料との照合することにより、相互に信頼性の確認を試みた。

1. 史料について

(1) 渡部家文書とは

後述するように渡部家は、寛永年間に加賀藩お抱え大工となった伊右衛門以降、途切れることなく代々加賀藩お抱え大工を務めた由緒ある大工の家である。渡部家文書は、この渡部家に代々伝わった文書・絵図を中心とする史料群で、現在所蔵地である小松市の指定文化財となっている。

I家譜・辞令に関すること 63点、II大工職に関するもの 12点、III図面の部(細目録) 68点、IV書簡類 24点、V文芸に関するもの 36点、VI絵図・書画 23点、VII地図・諸国名所道中記 27点、VIII家事・家計に関すること 37点、IX各種資料 11点、X印鑑等有形物等 9点、細分類を含め合計310点に及ぶが、明治以降の手紙・俳句等も含まれている。このうち、近世大工史料と見なせる史料は、およそ200点ほどである。

(2) 渡部家『累代系図』・『又七覚』の形状と特徴

『渡部家文書 目録I 家譜・辞令に関すること』によれば、

○I-1番 『累代系図』は、縦24.6cm、幅18.0cmの縦綴じ形式の和綴本1冊(図3-1-1・2)のほか、製本版とはほぼ同内容の綴じられていない21葉の史料とからなる。本稿では製本された史料のみを、渡部家『累代系図』として取り扱う。

○I-6番 『先祖 一門付之覚(栗林又七 → 一色瀬兵衛)』⁽¹⁾は、表装がない切継紙で、幅24.0cm、長さ94.5cmとなっている(図3-1-3)。

渡部家文書所収の渡部家『累代系図』・『又七覚』は、目録に掲載されていたが、その内容はほとんど知られていない史料であった。特に、『又七覚』は、研究の手が全く付けられていなかった。

ところで、渡部家と婚姻関係にあった同じ加賀藩お抱え大工に、栗林・黒田の両家が存在した。そこで本章次節では、まず、当該史料を検証する上で、重要な鍵となると考えられる渡部家・栗林家・黒田家の家系を整理する。ついで、両史料について、渡部家の親類とされる栗林家を手掛かりとすることで、既知の信頼できる史料、例えば公的史料および遺物などを対照史料として、その信頼性を検証する。

ただし、渡部家『累代系図』については、長期間に渡った記録であるため、本稿では、拙稿^jでの考察に必要であった伊兵衛・惣兵衛の項に限定して検証を行った。

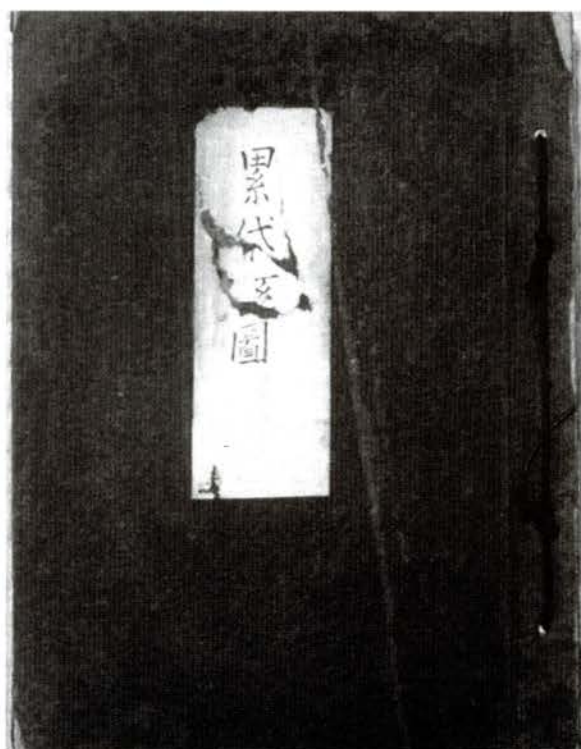


図3-1-1 渡部家『累代系図』（渡部家文書）表紙

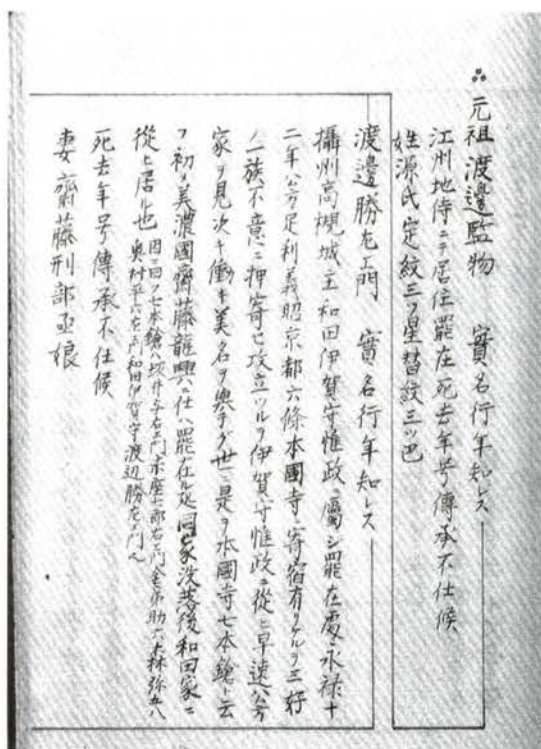


図3-1-2 同 冒頭部分



図3-1-3 栗林又七『先祖并一門付之覚』（渡部家文書）

2. 渡部家・栗林家・黒田家

(1) 渡部家について

まず、検証対象となった両史料の所蔵者である渡部家について整理する。

拙稿 a の p.96 で、「渡部家については、北野勝次氏の研究⁽²⁾に詳しいが、」寛永7年(1630)に、伊右衛門が御扶持方大工として初めて召し抱えられて以来、代々加賀藩お抱え大工⁽³⁾を勤めたとし、「その家系は図-8〔本稿の図3-2-1〕のようになる。」として、次の図を示した。

- ①伊右衛門 - ②伊兵衛 - ③惣兵衛 - ④源兵衛 - ⑤伊左衛門政美 - ⑥武左衛門政盛 - ⑦伊右衛門成美(伊兵衛) - ⑧祐六郎知重 - ⑨知先(初之進)

図3-2-1 渡部家系図

渡部家からはじめて加賀藩お抱え大工となった伊右衛門（伊兵衛の実父）は、はじめ松任（現白山市）に居住していた。寛永15年から伊兵衛は小松での作事にも携わっており、北野論文では、前田利常と伊兵衛の特別な関係を示す逸話が紹介されている。寛文5年には金沢城の近くに屋敷を与えられており、この当時、渡部家が重用されていたことが知られる⁽⁴⁾。

渡部家から、7代目の伊右衛門成美とその養子で8代目の祐六郎知重の2人が、御大工頭を勤めている。ちなみに知重は、藩校明倫堂棟札に名を残している御大工中村八十右衛門（八兵衛知之）の子息で、長兄の八郎輝景も御大工頭に昇任している。

渡部家は、はじめ「渡邊」と表記し、先祖は近江出身とされる。利常が藩主であった寛永7年に、伊右衛門が藩お抱え大工に登用された後、9代続けてお抱え大工として加賀藩に仕え、御大工頭を2名輩出して明治を迎えている。後述の渡部家『累代系図』では、伊右衛門（初代）以降の当主総てが、御大工になったとされているが、『御大工知行帳』では、伊右衛門（初代）だけは御扶持方大工の記録しか見られなかった。

一方、早い時期に藩のお抱えから離れていた栗林家・黒田家は、これまでともに非常に情報が乏しかった。また、同じ加賀藩お抱え大工の渡部家は、栗林家・黒田家と親類関係にあったらしいのである⁽⁵⁾が、前述したように史料が限定されており、なおかつ栗林家の不祥事のために、このことはほとんど知られていなかった。

そこで、本稿では、栗林家に関する史料が限定され情報に乏しいものの、同系列に属す史料も少ないことが予想されることから、栗林家を史料検証の鍵とするに相応しいと判断した。そして、栗林家の記述が含まれていることが判明した渡部家文書の『又七覚』・渡部家『累代系図』の記述について、栗林家に関する記述を新たに見出した既知の信頼性のある史料の記述との対照を通じて、両史料の信頼性の検証を試みた。

（2）栗林家について

一般に、初期の加賀藩お抱え大工の情報は、後世に書かれた御大工等各家の由緒書による自己申告に頼るしかないが、早い時期に断絶した家は、由緒書等すらも残っていないことが多い。例えば、延宝年間（1673～81）に断絶した栗林家に関する情報は、『御大工知行帳』の記述が大部分を占めることとなっていた。

そのため、数少ない史料による研究は困難を極め、池上右平の実家であることを除けば、これまで注目されることが少なく、栗林家の詳細は知られていなかった⁽⁶⁾。このような事情で、これまで栗林家について十分研究が行われていなかったが、初期の加賀藩お抱え大工について解明することは、加賀藩の作事関連の研究において意義深いことと考えていた。

そこで、本稿での検証において、鍵となる家系として最も重要と考えている栗林家について、これまでに知られていることを整理しておく。

『御大工知行帳』は、前田利家から齊広の頃までのお抱え大工が記録されており、それによれば、仁左衛門の実父であり、前田家に初めて仕えた太右衛門から記載されており、「利家様御代被召出、御奉公相勤候処、慶長 / 五年 利政様被御賞被遊、御知行 / 三百俵之所被下候」と記されている⁽⁷⁾。

その実子の仁左衛門については、「六拾俵式人扶持」としか書かれていないが、仁左衛門の実子である又七については、「御切米五拾俵 / 万治三年被召出、右御切米被下、延宝七年迄二十ヶ年 / 相勤、江戸詰人ニ罷越、同所ニ而自減仕候」さらに、又七の養子である傳二郎（傳次郎）

については、「御大工栗林又七養子 実ハ御扶持方大工治兵衛二男 /御切米五拾俵 /延宝元年被召抱、忝人御扶持方被下、同五年右御切米 /被下候処、延宝七年養父栗林又七於江戸 /自減仕候ニ付、御扶持被召放候」と記されている⁽⁸⁾。つまり、延宝5年から又七の親子は、御切米五拾俵を各々支給されていたことになる。また、又七の継嗣とされる傳二郎は、金沢東照宮の延宝5年の修営棟札に大工棟梁として名を残しており、相当優秀な大工であったことを窺わせる。

このように、栗林家は利家の代から召し抱えられたとされる御大工の家系であり、しかも300俵取りであったとされている。これらのことを考慮すると、栗林家は加賀藩初期からの御大工として由緒のある一族であったと言える。

以上が、これまで知られている栗林家である。しかし、前章（前号に掲載）で明らかにしたように、この頃の『御大工知行帳』の記述には、信頼性が高いとは言えない問題点が存在する。

（3）黒田家の家系

一方、黒田家は、初代の太右衛門正重が、幕府大棟梁平内家の流儀（以下、四天王寺流とする）を加賀藩に伝え、瑞龍寺（高岡市）山門や伊須流岐比古神社（中能登町）本殿の作事に名を留めていることが、櫻井敏雄氏等の研究によって知られている⁽⁹⁾。

加賀藩大工の基礎的史料である『御大工知行帳』等によれば、出身も定かでない黒田正重が、寛永8年（1631）に御大工岸藤右衛門（2代目）の養子となることで、加賀藩御大工に登用された。ところがその後、「平之内流家業相続」のためとして黒田に苗字を改めたことが、黒田家の始まりとなった（図3-2-2）。

しかし、既往研究が示した加賀藩の四天王寺流の実態は、四天王寺流が、建仁寺流と共に江戸「幕府官匠の正統的技術を世に誇った流派」⁽¹⁰⁾とされたことから想起される近世大工の主流派としての印象とでは、かなり隔たりがあるものであった。そのため、黒田家や加賀藩の四天王寺流の実態に関する既往研究に疑問を持ち、見直す必要があると考えていた。

そこで、その手掛かりとして要と考える黒田家について、拙稿jでは、既往研究で使われた史料を改めて見直すとともに、黒田家の親戚筋に当たり同じく加賀藩御大工を務めた渡部家で近年所在が明らかとなった所蔵史料⁽¹¹⁾による新たな検証を加え、黒田家の家系（図3-2-3）の再考するなど黒田家を巡る加賀藩の大工の状況を明らかにすることを試みた。

（4）史料発見の経緯

前述したように、栗林家は、加賀藩政初期から召し抱えられた大工の家系であったが、延宝年間（1673～81）に断絶となっていたため、栗林家の由緒書はこれまでの知られてなかった。

ところが、栗林家と親類関係にあって、同じく代々加賀藩御大工を勤めた渡部家に、「加賀藩御大工渡部家文書」（小松市文化財）が伝わっていた。そして、渡部家文書の目録が、山前圭佑氏らにより作成され、『加南地方史研究 第54号』に掲載された。この文書は文化財名称にあるとおり、加賀藩お抱え大工の家に伝わる史料であることから筆者の目の留まるところとなった。この中に、栗林家について記述のある史料が2点含まれていることを発見した。

そのうちの1つが、まさに栗林家の由緒書そのものの控（覚書）と思われる、『又七覚』である。当史料の史料名を記載した前出の目録で既に公表されていたものの、前出の北野、山前両氏をはじめ、未だどの研究者からも当史料を取り上げた研究等は発表されていなかった。

そして、もう1つの史料は、渡部家の由緒書に類する『累代系図』（渡部家『累代系図』）

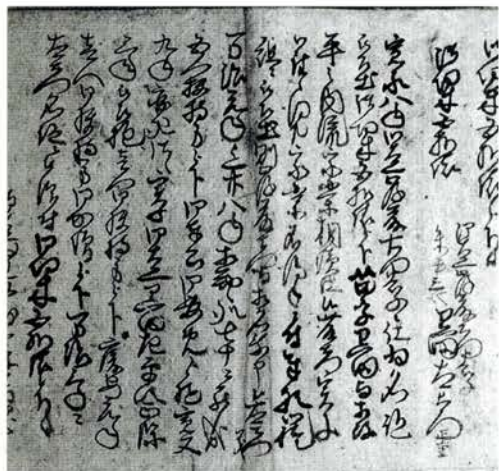


図3-2-2 『御大工知行帳』
(清水文庫所収金沢市立玉川図書館蔵)
黒田太右衛門の項

であり、前出の北野論文で、その記載内容の一部をすでに紹介されていた。しかし、時として装飾を含むことの多い由緒書に類する史料であるにも拘わらず、史料としての信頼性については、未だ確認されないままであった。

なお、渡部家『累代系図』は、16世紀の元祖の渡邊監物から始まり、明治以降も記録が続けられており、渡部家各代の事績・親類が詳細に記載されている。「渡部」の表記は、惣兵衛の次の源兵衛の代からだとされ、それ以前は「渡邊」であったようだとしている。しかし、本稿では、「渡部」として統一して扱った。

また、この2つの史料に記された渡部家と栗林家の人間関係は、江戸大工の彦助を除き完全に一致した⁽¹²⁾。

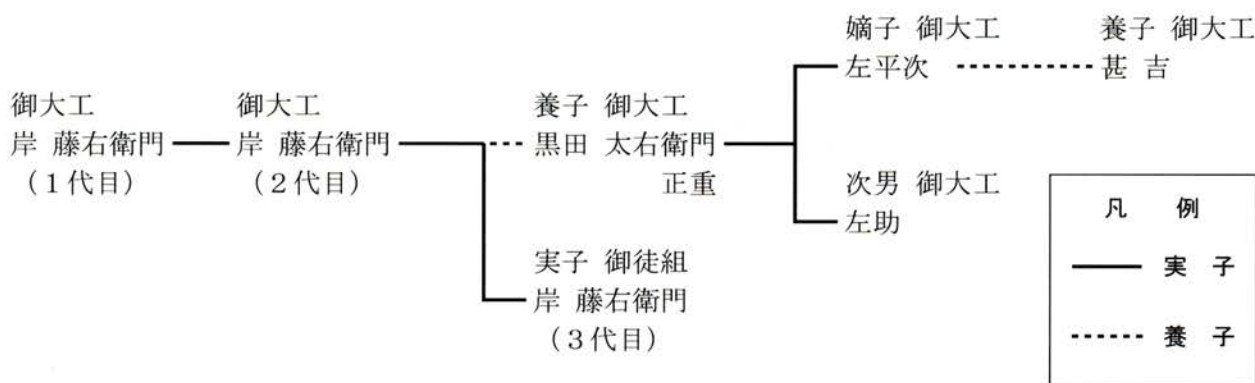


図3-2-3 これまで知られている黒田家の系図

3. 渡部家『累代系図』

(1) 渡部家『累代系図』に見られる栗林家

まず、渡部家『累代系図』について検討する。

当史料の標題には「系図」となっているが単なる系図ではなく、「家譜」に該当する由緒書に類する史料である。さらに、ほかの由緒書の類に比べて、各代の当主の事績を細かく書き上げているのが特徴である。このため、親類に過ぎない栗林家についても、少なくない記述がされていた。そこで、当史料の記述により明らかとなった3家の関連を図3-3-1に示す。

当史料では、渡部伊兵衛の妻の血縁者として、太右衛門がまず記述されており、「妻ノ祖父御大工栗林太右衛門當御國住居ノ内仔細有之浪人ニテ / 罷在處 / 利家様御代被召出陣營人配功者ニ付所々御陣ニ被 召連其 / ノ後 / 利政様御賞被成御知行三百俵之所ニテ拝領仕忝仁左衛門家 / 傳之書類相傳仕」そして、仁左衛門については、「利常様へ被召出御切米五拾俵式人扶持給ハリ家傳之書類嫡 / 子又七相傳可致処御為不成趣有之娘婿伊兵衛へ相傳 / 致シ其后仁左衛門病死ス又七八延寶七年於江戸表自害ス依 / テ家断絶ス」と記されている。

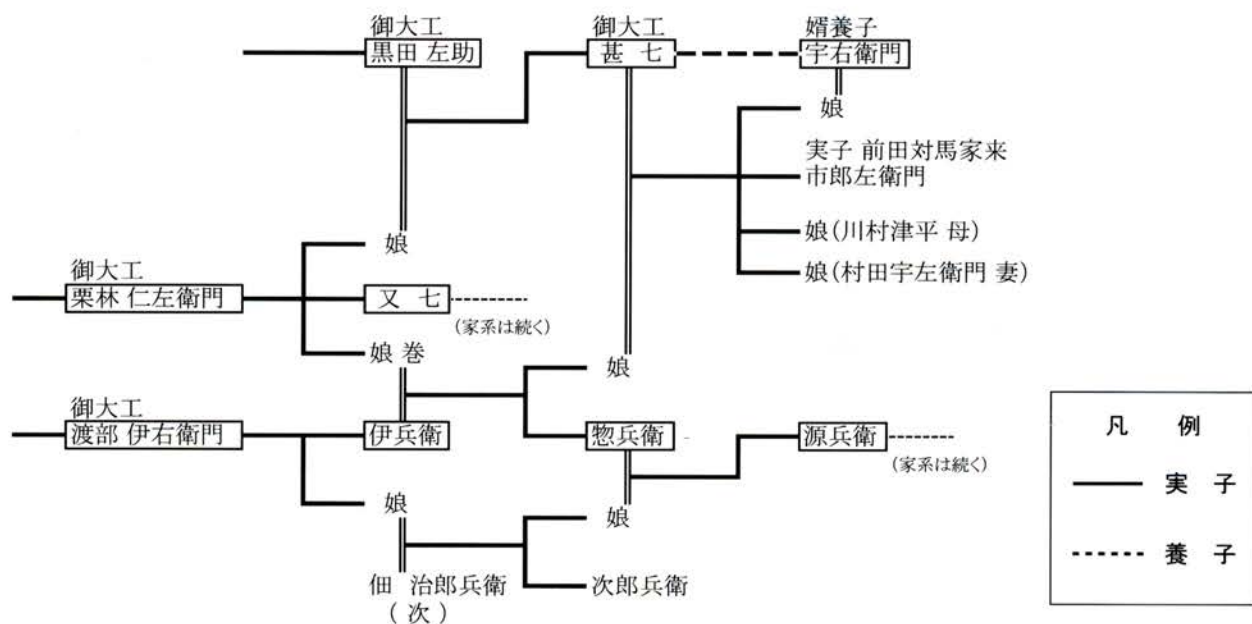


図 3-3-1 渡部・栗林・黒田家の関係図

つまり、栗林太右衛門は前田利政に仕え、子息の仁左衛門は家伝の書を譲り受け利常に仕えたが、仁左衛門の嫡子又七が家伝の書を相伝できなくなったため、渡部伊兵衛に家伝の書を渡し後に仁左衛門は病死し、延宝7年に又七が江戸で自害したことにより栗林家は断絶したとしている。

また、その親類について、「仁左衛門二男奥村伊豫守家来池上右平同悴勘右衛門大 / 蔵太輔様附甥栗林弥平青山左助ニ清水新兵衛一門ナレトモ / 何レモ御家へ御奉公不在ニ付」と記し、又七の自害に関係して、一門がことごとく召放・御免等の処分を受けたと見られる。

(2) 栗林又七の事件と渡部家

ここで、右平およびその養子先である池上家にも大きな影響を与えたとする、実兄栗林又七に関する渡部家『累代系図』の記述(図3-3-2)を詳しく検討する。

前述したように、又七の自害によって栗林家は断絶し、又七の男性の血縁者はことごとく召放または御免となったとしている。一方、渡部家は栗林家の縁者ではあったが姻族であったこと、あるいは、北野論文にあるように伊兵衛が藩主のお気に入りであったことが幸いし、処分を免れることができたと考えられる。

もっとも、この頃、渡部家『累代系図』にも理由不詳とされている渡邊から渡部への前述した苗字表記の変更があり、伊兵衛の跡継ぎであった左兵衛の名も元禄時代に惣兵衛に改名したとしている。後述する池上右平の改名の経緯を考えると、渡部家で行われたこれらの改名も、この一件に関係した動きであったと考えられる。

さらに、渡部家『累代系図』では、処分された諸家の家伝の書が、渡部家に総て移されたとしている。このことに関しては、実際に、本来栗林家に伝承されるべきである、栗林又七が作事奉行の「一色瀬兵衛」⁽¹³⁾に提出した控えであることが明示されている『又七覚』が、渡部家が所有する渡部家文書の中に含まれていることから、栗林家の家伝の書も渡部家に実際に移されたと考えられる。

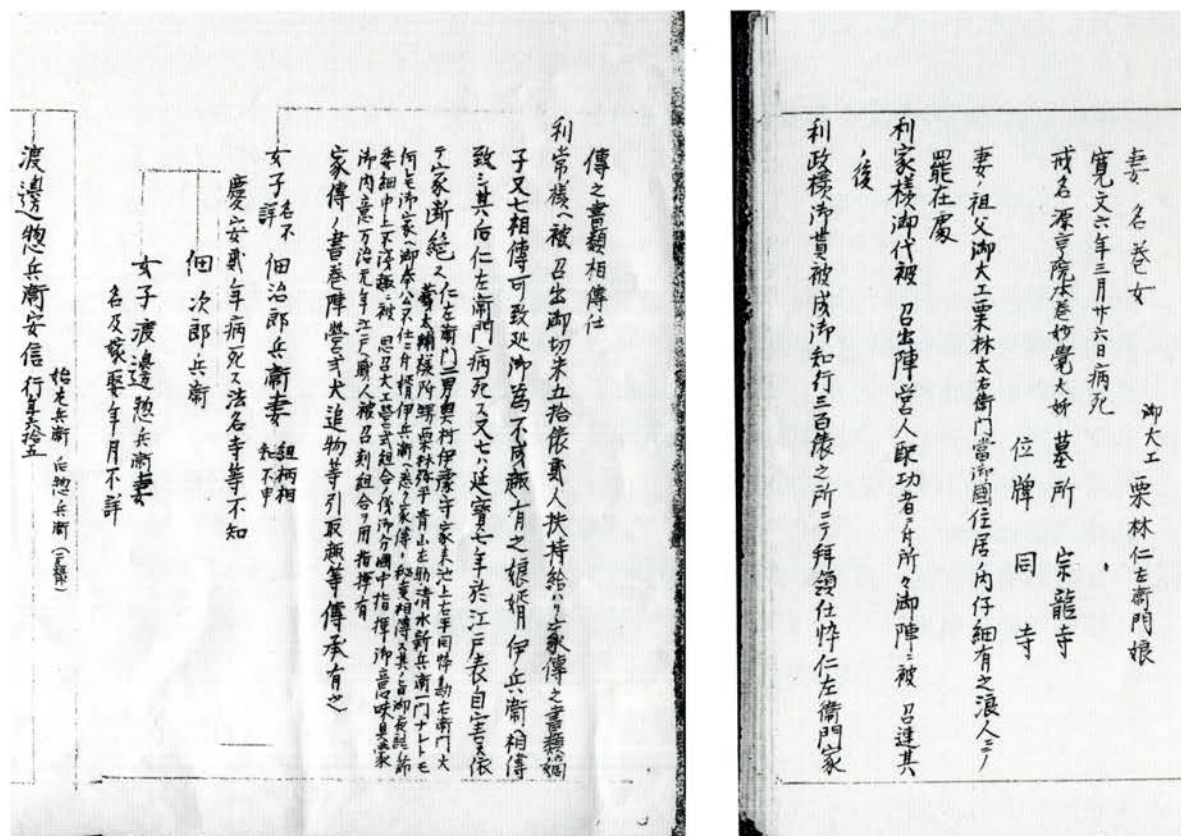


図3-3-2 渡部家『累代系図』栗林仁左衛門・又七に関する部分

(3) 池上家の処分と改名

これまで池上右平が主家から処分された原因について、内藤昌氏は「〔右平本人の江戸での〕奢侈著しい不行跡」とし、それに対する処分を「10人扶持10石取りに降格」としていた⁽¹⁴⁾。ところが、前述したように渡部家『累代系図』の記述を勘案すれば、延宝7年頃の実兄又七の江戸表での事件に連座し、一旦召放となったと考えられる。すなわち、右平の処分が、元々本人の落ち度によるものではなく、おそらく内藤氏が考えたように右平が有能であったこともあって、ほとぼりが冷めるのを待って、主君の奥村時成は右平を帰参させたと考えられる。

また、右平の改名は、「改姓は義父政乗からの遺知問題に係わっている」とし、その時期は、「〔右平が池上家の養子となった〕寛文六年をそう遠くへだたる時期とは思えない」とし、池上姓で署名された『天守指図』を右平が透写した時期は「寛文末年頃」⁽¹⁵⁾、と内藤氏により考定され通用していた。しかし、後述する『又七覚』の発見によって、少なくとも延宝4年7月頃までは池上右平を名乗っており、その改名時期は延宝4年以降であったことが初めて確認された。これにより、右平の改名の原因は遺知問題ではなく、前述の処分に関わるものと考えられる。

こうした新史料の記述を勘案すれば、右平の帰参に際しては、藩の意向により懲罰した人物を同じ名前でも再仕官させるわけにいかず、萩原の新たな苗字を与え、名前の右平さえも変えさせ、名目上、全くの別人として新規採用扱いで復職させたのではなかったか⁽¹⁶⁾。そしてその2代後の権六郎和往に至り、昔の事件が忘れ去られた頃合いを見計らって、池上の苗字に復させ、知行高も処分前の6割までに戻したと考えられる。本人の責任によらず処分されたと考えれば、右平の改名等の経緯はこのように説明できる。

4. 栗林又七『先祖并一門付之覚』

(1) 『又七覚』の全容

次に、当史料の全文を翻刻して掲載する。

「先祖并一門付之覚」		標題
一祖父	栗林太右衛門	A 1 部分
利家様御代被 召出、其後		
利政様御賞被成御知行三百俵之所		
致拝領御奉公仕候		
一父	栗林仁左衛門	A 2 部分
利常様江被 召出御切米五拾俵式人		
扶持拝領仕申候		
一私儀万治三年被 召出御切米五拾俵		A 3 部分
拝領仕罷有申候		
	御扶持方大工	B 部分
一せかれ	傳二郎	
一同	吉三郎	
一娘	式人	
	奥村伊豫守家礼	
一弟	池上右平	
	御大工	
一妹	黒田左助女	
	同	
一甥	渡邊左兵衛	
一同	池上勘右衛門	
一同	池上新平	
	大工肝煎助衛門せかれ	
一同	与八郎	
一同	黒田左介せかれ	
	御扶持方大工	
一姪	六兵衛女	
一同	池上右平娘	
	大蔵大輔様罷在候	
一従弟	清水新兵衛	
	同断	
一同	青山左助	
	同断	
一同	栗林弥[儀々]平	
	江戸大工	
一同	彦助	

右先祖一門付如此御座候以上

延宝四年七月廿五日 栗林又七

一色瀬兵衛殿

C 部分

当史料は、標題とA～Cの計4つの部分から構成される（図3-4-1）。

A部分は、祖父太右衛門、実父仁左衛門、又七自身の簡単な経歴を記述した部分で、それぞれA1、A2、A3に細分できる。まずA1部分は、又七の祖父の太右衛門に関する経歴を記述した部分であり、次のA2部分は実父の仁左衛門に関して記述した部分、最後のA3部分は又七自身に関して記述した部分となっている。

次のB部分は、栗林又七の親類を列挙記載している部分である。

最後のC部分は奥書にあたり、作成した栗林又七の署名に続き、当史料を作成または提出した日付と、提出先の相手の名前が記述された部分である。

（2）当史料の特長

◎特長1は、作成または提出した年月日を明記していることである。

C部分で、当史料が「延宝四年七月廿五日」に作成されたか、提出された文書であることが判るので、B部分に記述されている内容は、延宝4年(1676)7月25日頃のものであるとできる。

◎特長2は、作成者・提出相手を明記していることである。

特長1と同じくC部分により、当史料の原本は「栗林又七」が作成し、「一色瀬兵衛」に提出されたことが判る。この一色瀬兵衛は、『諸頭系譜』⁽¹⁷⁾・『諸士系譜』⁽¹⁸⁾により、延宝4年当時、藩の作事奉行であったことが明らかになっており、時間的な事実にも矛盾がないことが判る。すなわち、当史料は、御大工である栗林又七が、上司にあたる藩の作事奉行である一色瀬兵衛に提出した文書の控えであることが判明した。

（3）来歴と本原性

i 伝来の経緯

しかし、なぜ『又七覚』を、渡部家が所蔵しているのだろうか。栗林家や、提出先であった藩の作事奉行、もしくは作事方の役所である作事所に伝来した史料であれば怪しむところはないが、同じ藩お抱え大工の家系ではあるが、他家に伝来したことには疑義が生じる。

このことについては、前節で述べたように、又七が江戸で重大事件を起こし、延宝7年に栗林家が断絶となったため、栗林家等の家伝の書が親類であった渡部家に移されたとする経緯が、渡部家『累代系図』に記述されている。すなわち、この時、渡部家に渡った栗林家の家伝の書の中に、当史料が含まれていたと考えられる。つまり、当史料自体は栗林家で作成されたものであり、むしろ栗林家の家伝の書が渡部家に移されたとする記述を裏付ける証左となると考えた。

ii 『御大工知行帳』・渡部家『累代系図』との関係

詳細は前章（前号に掲載）で述べたが、『御大工知行帳』の御大工1人当たりの記述量に着目すると、延宝4年の時点で生存していた御大工より急激に増加していることから、当史料の

ような延宝4年頃に提出された由緒書等が、現存する『御大工知行帳』の最初期の編纂に使われた根拠史料（本原史料）であったと考えられる。すなわち、『又七覚』の原本である延宝4年の栗林家の由緒書と『御大工知行帳』とは、主従関係にあった可能性が高いことが示唆できる。

また、前述したように渡部家『累代系図』は、同じ渡部家に伝来した文書であって、当史料よりも後の時代にも編纂され続けた史料である。したがって、渡部家がすでに所持していた当史料を参考にして、渡部家『累代系図』が記述されたことは想像に難くない。そこで、当史料と渡部家『累代系図』および『御大工知行帳』の記述とを比較した。

まずA1部分の太右衛門に関する記述は、

「一祖父 栗林太右衛門
利家様御代 召し出だされ、その後、
利政様御貫い成らる知行三百俵の所
拝領致し、御奉公仕り候」と読み下せる。

この記述は、渡部家『累代系図』・『御大工知行帳』ともほぼ同様であるが、『御大工知行帳』では前田利政に仕えた年を慶長5年(1600)と明記している。しかし、慶長4年、利政に能登が分与されており、前田利家も亡くなっている。さらに慶長5年9月の関ヶ原の戦い後、利政は京都に隠棲していることから、『御大工知行帳』の「慶長5年」の記述の方が疑わしいと判断される。

続いてA2、A3部分を読み下すと、

「一父 栗林仁左衛門
利常様へ召し出だされ、御切米五十俵二人
扶持 拝領仕り申し候」
「一 私儀、万治三年(1660)召し出だされ、御切米五十俵
拝領仕り罷り有り申し候」となる。

仁左衛門に関しても、渡部家『累代系図』・『御大工知行帳』とほぼ同様の記述であるが、『御大工知行帳』では切米高が60俵2人扶持となっている点が当史料とは異なっている。これは、字を写し間違えたと考えられる。

又七に関しては、渡部家『累代系図』には又七の名を見ることはできるが、藩お抱えになった年・切米高ともに記述されていない。一方、『御大工知行帳』には当史料とほぼ同様の記述がされている。

次にB部分に記載されている親類のほとんどは、渡部家『累代系図』にも同様に記載されている。しかし、江戸大工の彦助だけは当史料にしか見られず⁽¹⁹⁾、具体的にどの家系に属した者かは分からない。当史料に記述されている彦助の位置から見て、大蔵大輔様の家来である清水新兵衛らの弟ではないかと推定される。

以上のように、渡部家『累代系図』・『御大工知行帳』と当史料の記述は多くの点で一致していることが判った。すなわち、『御大工知行帳』は、予想されたように当史料の原本の記述を基に編纂されている節が窺われ、渡部家『累代系図』の記述も当史料を参考にして書かれたと思われる。つまり、同じ史料を原初史料とする史料（「同系列の史料」）間では、信頼性を検証することはできない。そこで、渡部家『累代系図』・『御大工知行帳』以外の史料により、当史料の記述の検証を試みる必要がある。

5. 富山藩の史料による両史料の検証

(1) 加賀藩と富山藩の栗林家

さて、渡部家『累代系図』・『又七覚』の両史料で、「大蔵大輔様」に仕えているとされる又七の3人の従兄弟、青山左助、清水新兵衛、栗林弥平であるが、まず大蔵大輔について検証したところ、富山藩2代目藩主の前田^{まさとし}正甫が、寛文9年(1669)大蔵大輔に叙任され、延宝2年(1674)家督を継いでいたことが判った(図3-5-1)。したがって、3名が仕えていたとされる「大蔵大輔様」とは、この正甫と考えられるので、富山藩の侍帳および藩士の由緒書を調べることにした。

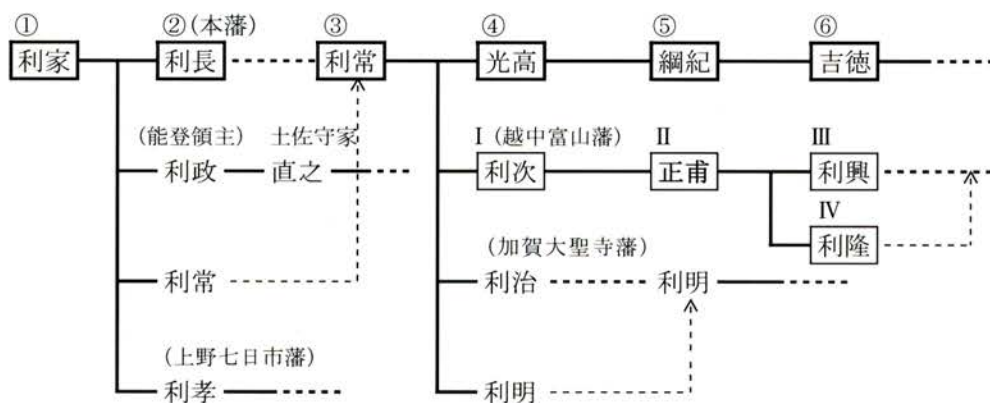


図3-5-1 加賀藩主前田家系図

i 『富山藩侍帳』⁽²⁰⁾と『富山藩士由緒書』⁽²¹⁾

寛永16年(1639)の侍帳(『御分国之砌御家中禄高帖』、図3-5-2)には、御小々性に青山左助⁽²²⁾が、御細工衆に清水新兵衛が、それぞれ記載されていることを確認した。

このうち青山左助家は、天保9年(1838)に藩に提出した由緒書(『由緒書』に収載)の中で、加賀藩御大工栗林太右衛門の子孫であることを明記していた。なお、藩初期の侍帳である寛永16年の侍帳および貞享3年(1686)の侍帳(『富山藩武鑑』、図3-5-3)には、栗林の苗字の富山藩士は見られなかったが、元禄3年(1690)の侍帳(『元禄三庚午年改 正甫公御代分限帳』、図3-5-4)には、「栗林儀平」なる人物が細工小頭として記載されていることが判った⁽²³⁾。

栗林の苗字は富山・加賀藩士にほとんどなく、本藩で重い処分を受けた家の苗字を、他人がわざわざ名乗る必然性もないと考える。さらに、儀平の年齢がこの時62才となっていることから、栗林弥平と同一人物ではないかと考えた⁽²⁴⁾。そのため、いずれかの史料の誤読・誤写が疑われる。

そして、これら侍帳の原本に加え、富山藩初期の侍帳を写したとされる『龍光院様御代分限帳』⁽²⁵⁾を新たに確認したところ、細工頭の支配の中に、清水新兵衛と並んで「栗林義兵衛」の名があることを新たに発見した(図3-5-5・6)。「義兵衛」と「儀平」は発音が類似しており、職種も同じ細工衆であること、「儀平」が元禄3年に62才であったとされていることを考慮すれば、両史料の「義兵衛」と「儀平」は同じ人物を指していると考えるのが妥当である(表3-5-1)。そして、このことから、名前の読みは「ぎへい」であった蓋然性が高くなった。

ところで、「弥」と「儀」の字は、崩し方によっては酷似する場合がある。そこで、「儀」の字について、元禄3年の侍帳の原本を確認したところ、「弥」とは読み難い字形であった。一方、『又七覚』の字形は、「弥」と見ることが自然ではあるが、「儀」である可能性も少なからず残る

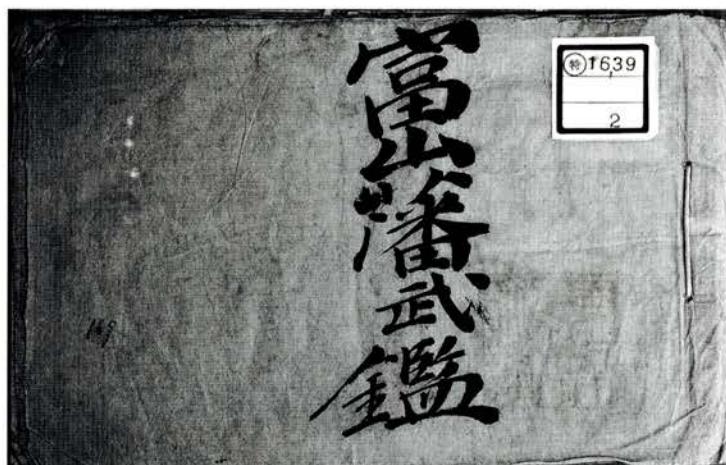
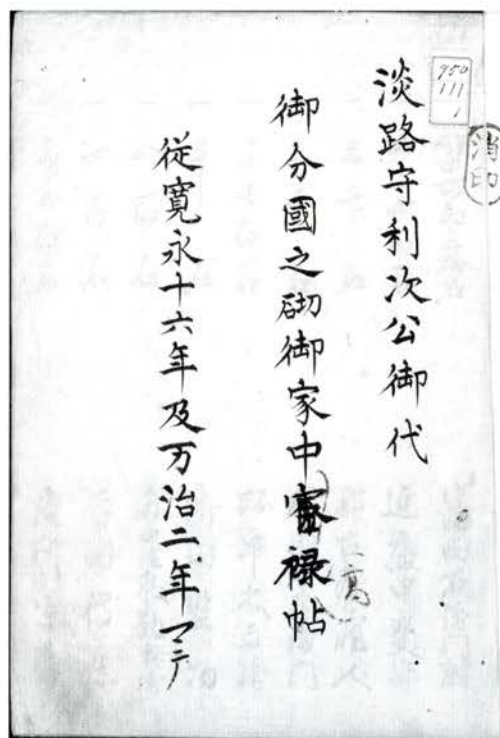
字形であった。このことから、渡部家『累代系図』で栗林「弥平」としたのは、後代に『又七覚』等に記述された字を、「弥」と読み取った結果に過ぎなかったと考える。

これまで、渡部家『累代系図』に記された「栗林儀平(弥平)」が、初代藩主から富山藩に仕えたことを示す史料は発見されていなかった⁽²⁶⁾。しかし新たに、清水新兵衛や青山左助と同様に、「栗林儀平(弥平)」にも初代富山藩主の代から仕えていた形跡を、『龍光院様御代分限帳』に見出したことによって、渡部家『累代系図』と『又七覚』の記述の信頼性の高さは、より確実なものとなったと言える。

このように、確かに加賀藩御大工栗林家の家系が富山藩家臣に存在したことを突き止め、これにより『又七覚』等の記述の信頼性が裏付けられた。

しかし、栗林の苗字は享保20年(1735)の侍帳からは見られず、清水新兵衛につながる家系も『由緒書』では確認できない⁽²⁷⁾。したがって、江戸中期には富山藩の栗林・清水の両家は断絶していたと考えられる。

なお、又七の自害直後の貞享3年の侍帳(『富山藩武鑑』)には、3名のうち、青山左助のみが記載されている。一見、青山左助家だけは、渡部家『累代系図』に記述されたような処分は免れたかのように見えるが、『由緒書』によって確認すると、寛永16年の侍帳の佐(左)助光章は、貞享2年に亡くなっている。貞享3年・元禄3年の佐(左)助は光吉(光章の嫡子)であって、親子関係にはあるが、『又七覚』の左助と貞享3年の富山藩侍帳の左助は別人であると言える(図3-5-7)。



左：図3-5-2『御分国之砌御家中祿高帖』（富山藩文書所収富山県立図書館蔵、寛永16年富山藩侍帳）

右：図3-5-3『富山藩武鑑』（加越能文庫所収金沢市立玉川図書館蔵、貞享3年富山藩侍帳）

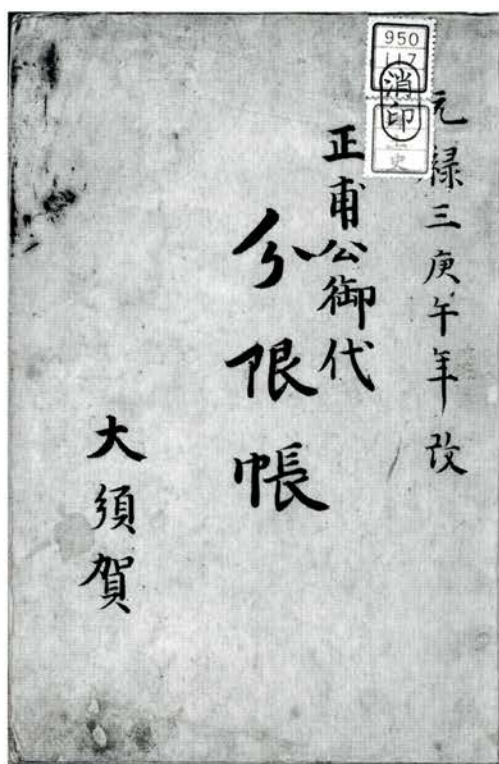


図3-5-4 『元禄三年庚午年改 正甫公御代分限帳』
表紙（富山県立図書館蔵、元禄3年富山藩侍帳）

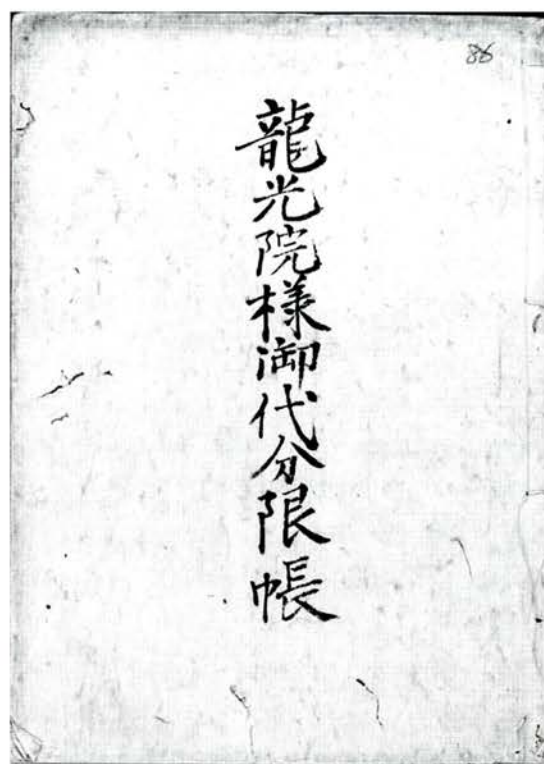


図3-5-5 『龍光院様御代分限帳』表紙
（前田文書所収富山県立図書館蔵）

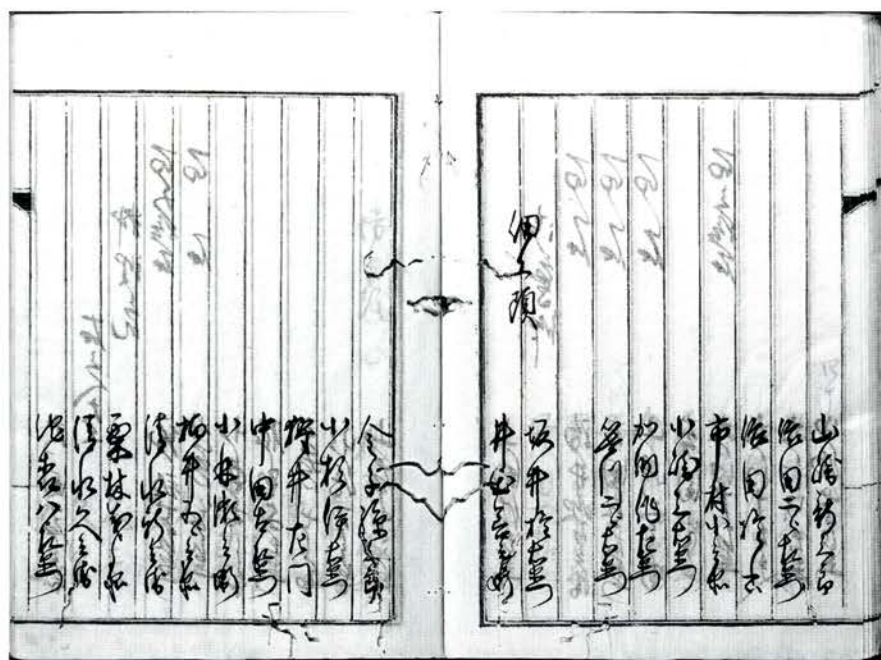


図3-5-6 『龍光院様御代分限帳』栗林義兵衛の部分

図 3-5-1 富山藩士栗林儀平(弥平)の年譜

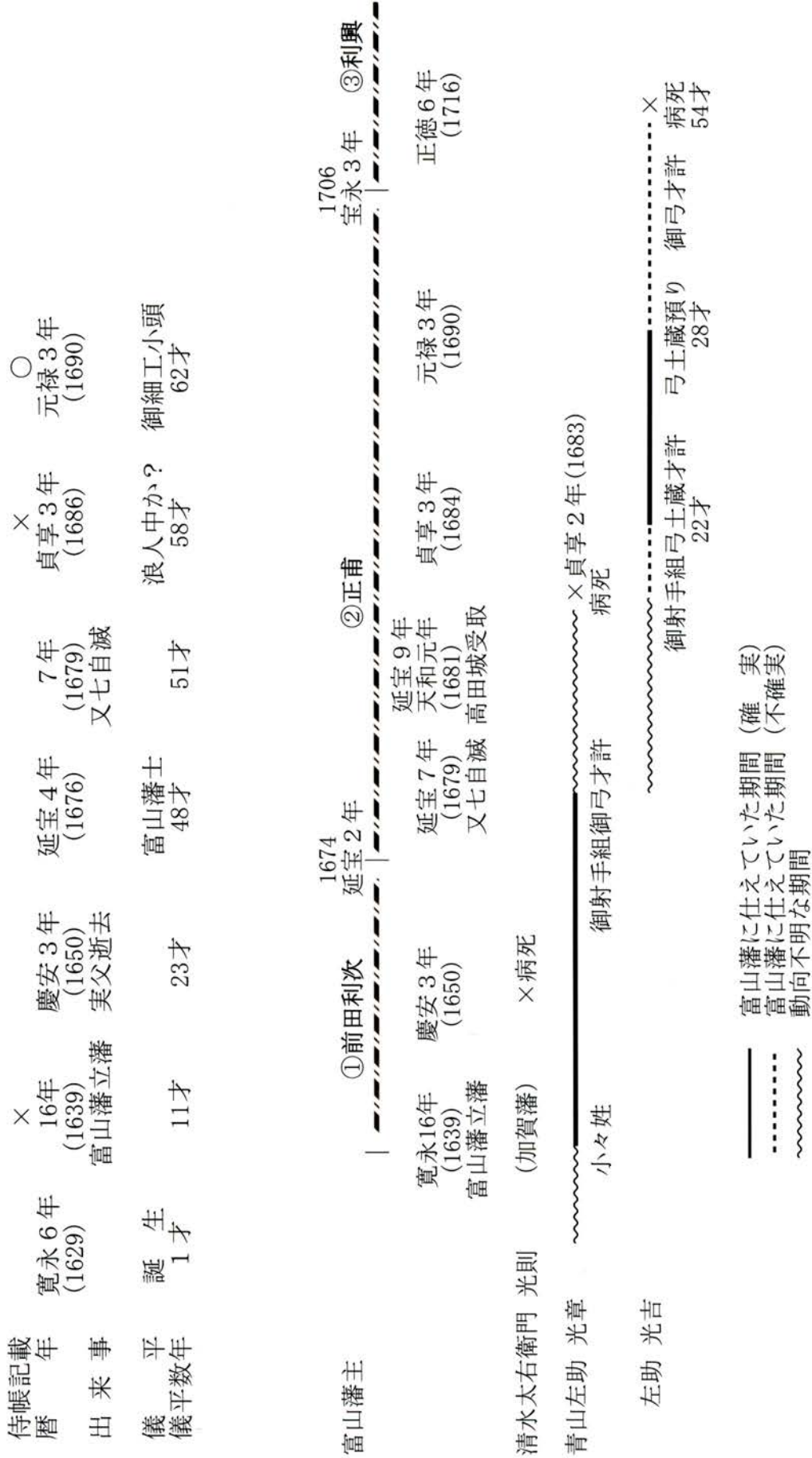


図 3-5-7 富山藩士青山左助家当主の動向 (立藩～正徳期)

ii もう一人の栗林太右衛門

ここで、念のため『由緒書』の信頼性を検証するため、前出の『由緒書』に見られる青山左助家に関係する項目を掘り下げて検討する。

それによれば、「栗林太右衛門 忠光 利政様江被 召出、御知行四百石被下置、相勤居、上方江御供仕、伏見ニ而九年 御奉公申上、子細有之、御暇被下置、金沢江罷帰、清水太右衛門与相改、其後、病死仕候」、そして太右衛門の子については、「清水太右衛門 光則 利常様江被 召出、御扶持被下置、相勤居、光高様江御附置、綱紀様御代迄、相勤居候得共、病氣故、御暇相願、則、正保四年、暇被下置、其後、慶安三年、病死仕候。其節之御組之儀、相不知申候。」としており、太右衛門が2人いたことが判った。2人のうち太右衛門忠光が、これまで知られている栗林太右衛門である。一方、太右衛門光則は、年代から見て仁左衛門と兄弟関係にあり、太右衛門の名を継いでいることから嫡子、すなわち長兄の可能性が高いと考えられる。

しかし、『御大工知行帳』では、この頃召し抱えられた大工に、清水太右衛門を確認することができない。ただし、「清水茂右衛門」と読める御扶持方大工が、朱文字で挿入されているとの注記があった。また、その茂右衛門の実子が御大工清水「三右衛門」となっており、「太左衛門」と読める別の御扶持方大工も見られた。そこで、この3人のいずれかが、太右衛門光則のことかもしれないと推測していた。

ところが、菅生石部神社⁽²⁸⁾（加賀市）天神像額の彫寄進者として、寛永21年（1644）3月25日付の栗林太右衛門の銘がある⁽²⁹⁾ことが判った。この「栗林太右衛門」は、年代からみて、太右衛門忠光ではなく、太右衛門光則としか考えられない⁽³⁰⁾。これにより、『由緒書』の記述どおり、太右衛門光則が大工などの職人として利常に仕えていたことが示唆され、また後半生には、栗林に苗字を戻していたことが窺えた。

そして、光則の子である青山左助光章について『由緒書』では、「龍光院様江、寛永十六年、被 召出、御擬作四拾俵被下置、御射手組御弓才許相勤居」と記し、龍光院＝富山藩初代藩主利次であるから、立藩当初からの家臣だとしている。これは、前述のとおり『侍帳』で確認された。

また、同様に『由緒書』の小川孫太夫の項に、佐太郎（青山左助家）先祖の弟とする「青山平助」⁽³¹⁾が見られる。年代から見て左助光章の弟と考えられ、「龍光院様御分国之節御供仕、罷越候処、御擬作百石被下置、被召出、相勤罷在申候処」となっている。左助光章と同じく、利次の立藩時に富山に移り、藩士となったとしている。そして、平助には継嗣がなく、孫九郎を婿養子とし、苗字を小川に改めたとしている。さらに、『明治二年富山藩分限帳』には、孫太夫の亡父と同名の小川久治が、同じ職種の定御徒並御衣服所御細工人として記載されており、少なくとも小川家は、明治まで存続したと考えられる⁽³²⁾。

なお、前述したように清水新兵衛、栗林儀（弥）平には、『由緒書』に記述がないため確定できなかったが、太右衛門光則が始め清水を名乗り、後に栗林の苗字に戻した節が窺われたことから、兩人とも太右衛門光則の実子と考えられる⁽³³⁾。

また、前述したように、富山藩の青山左助家には初代栗林太右衛門に関する詳しい由緒が伝わっていた。しかし、前節で示した加賀藩の栗林家の由緒とは異なり、栗林太右衛門が利家に仕えていたとする伝承はなく、利政に400石で仕えたとしているから知行高も異なる。さらに、関ヶ原の合戦後、西軍に味方したとされ能登の領国を失った主君とともに、京都に移っていたとしている。もっとも利政は、嵯峨に隠棲したことが知られており⁽³⁴⁾、太右衛門が伏見に居たとすると地域が異なるので、「伏見」には誤伝の可能性も残る⁽³⁵⁾。

その後、「伏見ニ而九年」とあるから、慶長14年頃に清水太右衛門と名を変え、密かに金沢に戻ったと考えられる。しかし、今のところこれらを裏付ける史料は見られなかった。

一方、子息の太右衛門光則は、利常・光高・綱紀と加賀藩に再び仕え、慶安3年(1650)に病死したとしている。このことについては、菅生石部神社天神像額にそれらしい彫寄進者の名前が確認できるなど加賀藩側の史料を見出し、富山藩栗林家の由緒の内容が一部裏付けられた。さらに、その太右衛門光則の子息左助が、寛永16年の富山藩の立藩とともに、富山に移り家臣となったとした。このことについては、前述したように『侍帳』でも確認することができた。

(2) 両史料の信頼性の検証

i 渡部家『累代系図』の信頼性

渡部家『累代系図』は、編纂された史料であって、『又七覚』を参考にして記述された可能性が高い史料であることから、重複する部分の信頼性については、次の『又七覚』の信頼性の検証結果に依存すると考えて良い。

そこで、記述が重複しない部分のうち、最も枢要な記述と思われる又七の事件に関わる部分についての検証を整理する。

まず、渡部家『累代系図』が、「〔又七〕御為不成趣有之」「延宝七年於江戸表自害_ス依_テ家断絶_ス」と記述している点については、『御大工知行帳』の栗林又七養子の傳二郎の項で、前述したように「延宝七年養父栗林又七於江戸/自滅仕候ニ付、御扶持被召放候」としており一致する⁽³⁶⁾。

さらに、前項(1)の『侍帳』の検証により、渡部家『累代系図』に記述された又七の事件に連座して、直臣・陪臣はもとより支藩の藩士に至るまでも栗林家一門の各家に対して、召放等の処分が実施されていた形跡が見られた。栗林家から養子を迎えた池上家も、本章第3節で示したように家禄が大幅に減らされたり、一時苗字を改めたりしていたことが判っている。また、富山藩の栗林家一門は、『侍帳』および『龍光院様御代分限帳』により、各家の寛永～元禄期の就業状況を明らかにすることにより、それぞれ処分があった形跡を確認することができた。

最後に、栗林家一門の各家が召放等の処分を受けたため、「家傳ノ秘事」を、伊兵衛が受け継いだとする点については、前述したように『又七覚』が渡部家に伝来していることが証左となる。

以上により、『又七覚』の記述と重複していない渡部家『累代系図』の部分には、信頼性が認められるとできる。

ii 『又七覚』の信頼性

前節での検証結果と併せて、『又七覚』について整理する。

まずA1部分について、明治維新まで存続した富山藩士の青山左助家の子孫により、天保年間に富山藩に提出された由緒書を『由緒書』で確認したところ、先祖として栗林太右衛門の経歴も記述されていた⁽³⁷⁾。そして、その内容は、当史料とは異なる記述も見られるが、大筋では『又七覚』のA1部分の記述と同様の伝承であることが確認された⁽³⁸⁾。

次に、B部分については、大蔵大輔様の家来とされる清水新兵衛・青山左助・栗林弥平の3名は、加賀藩内の大工の家系の研究において、これまで全く知られていなかった人物である。一方、2代目富山藩主の前田正甫が、寛文9年から大蔵大輔を称していたことが判明し、当史料で言う「大蔵大輔様」は、前田正甫を指すと考えられた⁽³⁹⁾。そこで、富山藩の『侍帳』を検証すると、上記の清水新兵衛・青山左助が富山藩士であったことが、寛永16年の侍帳で直接確認できた⁽⁴⁰⁾。

また、富山藩初期の侍帳の写しである『龍光院様御代分限帳』に細工頭支配「栗林義兵衛」、および『侍帳』収載の元禄3年の侍帳に細工小頭「栗林儀平」の記載があることを確認し、検証の結果、弥平と儀平、義兵衛は同一人物と推察された⁽⁴¹⁾。

これにより、当史料に記述された加賀藩の御大工家に関する事柄が、他藩の公式史料の記述とほぼ一致することが判明し、当史料のA1部分およびB部分の信頼性の高いことが確認された。

最後のC部分では、前述したように、当史料の最重要な情報である作成または提出年月日、作成者の「栗林又七」、提出先の「一色瀬兵衛」名が記述されている。このC部分の信頼性については、前述した『諸頭系譜』・『諸士系譜』によって、一色瀬兵衛が延宝4年当時に藩の作事奉行であったと確認したことで、担保されたと考える。

比較すべき他の史料が渡部家『累代系図』・『御大工知行帳』以外に存在しなかったA2およびA3部分を除けば、他の史料との比較によって、当史料の記述内容の多くの部分に関して信頼できることが確認された。したがって、A2およびA3部分を含め当史料全体の信頼性は高いと考えられる。また、これにより、渡部家『累代系図』の『又七覚』との重複部分も信頼してよいことが確認されたとと言える。

6. 渡部家文書史料の信頼性と新知見（小結）

栗林家に関する史料および情報が含まれていることが発見された渡部家文書の渡部家『累代系図』および『又七覚』を読解し、既知の富山藩の史料ほかと比較検証したところ、加賀藩・富山藩の史料の信頼性が相互に確認された。それとともに、両史料には主従的關係が推定されるものの、『又七覚』が渡部家に伝来していたと言う事実によって、渡部家『累代系図』の記述を裏付ける例証も得られた。

また、渡部家『累代系図』については、伊兵衛・惣兵衛の項の範囲に検証を限定したが、渡部家文書の2史料には、清水文庫の『御大工知行帳』等・『御作事所役人附』に存在した利用上の留意点は認められず、良質な史料として扱える。

さらに、この信頼性を確認する過程で、加賀藩のお抱え大工栗林家が分藩とともに富山藩に移っていたという、これまで知られていなかった知見が新たに得られた。

ア 加賀藩の栗林家には、これまで知られていた仁左衛門の系統以外に、太右衛門光則の系統が存在したことが確認された。さらに、光則は加賀藩お抱えの大工等の職人であった形跡が窺われた。

イ 太右衛門光則の子供らが、富山藩に移った栗林家の系統の始祖であったことを明らかにした。

富山藩の栗林家の系統には、青山と小川に苗字を変え大工の家業も止めていたが、明治まで存続した家も存在したことを明らかにした。

ウ 加賀藩と富山藩に分かれた栗林家の系統に伝わった江戸初期の先祖の伝承については、加賀藩側の『又七覚』・『御大工知行帳』の記述と富山藩側の『侍帳』・『由緒書』等の記述とが、相互に裏付けられることが確認された。

反面、両方で異なっている点が多々見られたことも明らかにした。もっとも、どちらの伝承が正しいのか、またどちらも正しくないのかは、現時点では判断できなかった⁽⁴²⁾。

なお、本稿において両史料の信頼性を検証する過程で、新たに判明した黒田家についての知見を拙稿jとしてまとめている。すなわち、拙稿jにより、信頼性の検証過程で新知見が得られることを、史料の信頼性検証の二次的効用の実例として示すことができた。

第3章

[註]

(1)

目録では、Iの番号6『先祖 一門付之覚 栗林又七→一色瀬兵衛』としているが、本稿では史料名に標題を採用した。

(2)

北野勝次「加賀藩御大工頭渡部家」『加南地方史研究 第51号』（加南地方史研究会 pp.1-7, 2004.3）

以下、北野論文とする。北野氏は、加賀に移住した医者、渡邊善彌を初代とするが、本研究では加賀藩に大工としてはじめて仕えた伊右衛門を初代とした。

(3)

加賀藩のお抱え大工には、下から御扶持方大工、御大工、御大工頭の基本的な3階層が存在する。御大工頭は、藩内の大工の最高職となる。

ことわりがない限り、本稿中の御大工や御大工頭等は、加賀藩のお抱え大工の階層名を指す。

(4)

木越隆三「寛文七年金沢図」の藩士配置と都市計画」『金沢城研究 第8号』（pp.26-40, 2010.3）の註11

(5)

『加賀藩大工の研究』のp.521およびp.534注57)の中では、田中氏は当該部分で参照した史料名を明確にしておらず、真偽を確認することができなかったが、本稿で取り上げた渡部家『累代系図』と来歴が類似している。しかし、渡部家『累代系図』では、黒田甚七の妻は、後掲の図3-3-1に示すように渡部伊兵衛の娘となっているから、惣兵衛（伊兵衛の養子）の娘とした田中氏が参考としたとする史料とは内容が異なっている。田中氏の読み違えでなければ、渡部家『累代系図』ではない異なる別の史料が存在するのかもしれない。

渡部家『累代系図』および『又七覚』の記述内容の信頼性は、本稿、拙稿Cおよび拙稿fで検証したとおりである。なお、渡部伊兵衛と惣兵衛の親子関係は、渡部家『累代系図』では「忝」としているだけなので、実子が養子かの判断はできない。

(6)

加賀藩御大工等の研究には、前出の櫻井敏雄・松岡利郎の「第三章 加賀藩大工と古絵図」、田中氏には『加賀藩大工の研究』の外、「加賀藩作事方の構成と御大工頭の研究」『日本建築学会計画系論文報告集 第446号』（pp.131-143, 1993.4）などがある。しかし、『御大工知行帳』以外の史料については、栗林太右衛門に関する推測を述べるに留まる。

(7)

ほかに、尾張出身の橋本惣右衛門と木村源左衛門が初期のお抱え大工として挙げられている。『御大工知行帳』はこの3名の後に、時期不詳ながら初期の御大工として20名を続けて挙げている。

なお、太右衛門が利政に仕えた時期であるが、利政は慶長4年(1599)に能登を分与されていることから、この時に多くの家臣も付けられたと見るべきである。

(8)

『御大工知行帳』を検証すると、傳二郎の実父治兵衛には、田邊治兵衛（後、御大工）しか該当する御扶持方大工が見当たらない。

(9)

「第三章 加賀藩大工と古絵図」のp.232

(10)

内藤 昌『近世大工の系譜』（ペリカン社1981）

(11)

本稿では、渡部家『累代系図』・栗林又七『先祖并一門付之覚』の2史料を指す。両史料は、北野勝次「加賀藩御大工頭渡部家」『加南地方史研究 第51号』および、山前圭佑「加賀藩御大工頭渡部家の文書から」『加南地方史研究 第54号』（pp.1-11, 2007.3）で初めてその存在を知られるが、渡部家に関する考察であり、黒田家の家系について深く究明するものではなかった。

(12)

このほか、渡部家『累代系図』は、『又七覚』には記載のない利家に仕える以前の太右衛門の話を書けるが、渡部伊兵衛の妻などから直接聞いて記録されたと考える。

(13)

延宝元年～5年に藩の作事奉行にあったことが、『諸頭系譜』（金沢市玉川立図書館蔵）および『諸士系譜』（金沢市玉川立図書館蔵加越能文庫所収）によって確かめられている。

(14)

内藤昌「安土城の研究（上）・（下）」『國華987・988号』（朝日新聞社 1976.2・3）、その後、補筆・改稿されつつ、2006年に『復元 安土城』（講談社学術文庫版）が出版される。当節の内藤氏の引用はこれらによった（文庫版pp.159-163、原論文（上）pp.69-72）。

(15)

寛文6年は1666年、寛文末は1673年である。寛文は13年の9月に延宝元年と改元された。

池上右平は、ある時期に萩原新左衛門に改名したとされ、元禄5年(1692)までには、萩原に苗字を改めたとされる。なお、明治元年に13代当主池上鉄蔵が記した由緒書（加越能文庫所収金沢市立玉川図書館蔵）では、改名後の苗字を「萩原」と明記している。これまで、「萩原」とされたのは、写し間違いや読み誤りの可能性がある。

(16)

加賀藩の陪臣の階層には、上から「給人」、「中小将」、「小将」、「歩組」、「足輕」、「小者」がある。

このうち、事件以前の池上家が属した「給人」を抱えるには、藩からの許しが必要となる。したがって減給は、復職した右平が、藩の許可を要しない「中小将」以下として召し抱えられたためであった（拙稿「加賀八家の作事方の人材確保と役職について—加賀藩陪臣池上家を中心に—」『日本建築学会第28回建築生産シンポジウム論文集』（pp.1-4, 2012.7）参照、なおこの稿は、本研究の成果の1つである親類の由緒書によるお抱え大工の系統調査手法を、実践応用したものである）。

(17)

金沢市玉川立図書館蔵

(18)

金沢市玉川立図書館蔵、加越能文庫所収

(19)

大工肝煎助衛門の倅の「与八郎」は、渡部家『累代系図』の「山本與八郎」と同一人物と考える。

(20)

高瀬 保 編『富山藩侍帳』（桂書房 1987）富山藩の侍帳を集成・翻刻した。以下、『侍帳』とする。
ことわりがない限り、本稿中の富山藩の侍帳類は、『侍帳』収載のものである。

(21)

新田二郎 編『富山藩士由緒書』（桂書房 1988）天保9年の富山藩士の各由緒書を集成・翻刻した。以下、『由緒書』とする。

(22)

『侍帳』では初代の光章も2代目光吉も「佐助」と、『由緒書』では両名ともに「左助」と表記される。ただし、寛永16年の侍帳の原本では「左助」であったので、本稿ではともに「左助」とした。

(23)

拙稿 f の p.737

(24)

『又七覚』に書かれている栗林弥平の「弥」の崩し字は、「儀」の崩し字と似通っている。

(25)

当史料は、『侍帳』には収載されておらず、本稿の元となった学位論文をまとめるために行った『侍帳』収載史料の原本確認調査の過程で、筆者ははじめてその存在を知った。以前執筆した拙稿cおよび拙稿fでは、栗林「弥平」または「儀平」について曖昧さを残していたため、この「栗林義兵衛」を見出した意義は大きい。

当史料は、前田文書所収（富山県立図書館蔵）の筆写された史料で、末尾に、富山藩士であったと考えられる多田清蔭の調筆との署名がある。清蔭は、幕末から明治にかけての人物と推定されている。

なお、龍光院は、初代富山藩主前田利次の院号で、前述の正甫の実父であり延宝2年に病没している。当史料は、立藩当初の寛永16年の侍帳とは記述内容が異なっていることから、立藩時より幾分時間が経過した後、延宝2年までの間に作成された侍帳の写しであると考ええる。

(26)

拙稿cおよび拙稿f

(27)

元禄3年の侍帳には、「清水」苗字の家臣が4名存在するが、「細工与 深町又兵衛裁許」の組に清水久助の名が見え、組（職）、年齢や切米高から判断して、新兵衛の後継である可能性がある。

(28)

利常が社殿を寄進したとされる。菅生石部神社には、利常の祈禱の礼状や天徳院（利常正室）の遺品とされる道具類が残されており、利常の信仰が篤かったことが判る。

また、「天神（菅原道真）」は、利常がごだわりをもって家祖と定めた経緯があり、前田家にとって特別の意味がある。これらの状況は、この太右衛門が、利常に信頼されていた証拠となる。

(29)

櫻井甚一『石川縣銘文集成 補遺編』（北國新聞社 1993）

(30)

太右衛門光則が慶安3年に病死したとする『由緒書』記述を信頼すれば、櫻井氏等が指摘した気多神社拝殿小屋束の「同（加州大工）太右衛門」の墨書等のような承応年間の太右衛門は、光則ではありえないので、これまで推定されているとおり黒田太右衛門正重であると考ええる。

また、『能州石動山絵図』の「御大工栗林太右衛門」であるが、絵図中最下部には「御大工 太右衛門」と署名されている。一方、「御大工栗林太右エ門」は絵図の裏面に書かれており、「年号追而相調理可申也」との添え書きも見えることから、裏書き全体が後年に書かれたものと思われる。おそらく絵図作者を指す絵図中の「太右衛門」を、栗林太右衛門と思いこんだ後世の別人による裏書きであり、栗林太右衛門が作者や所有者であった可能性は低い。絵図作者「御大工 太右衛門」は、社殿の建築に関わった黒田太右衛門正重と見るのが妥当である。

(31)

『又七覚』にある「彦助」と読める江戸大工が該当する可能性が残る。

(32)

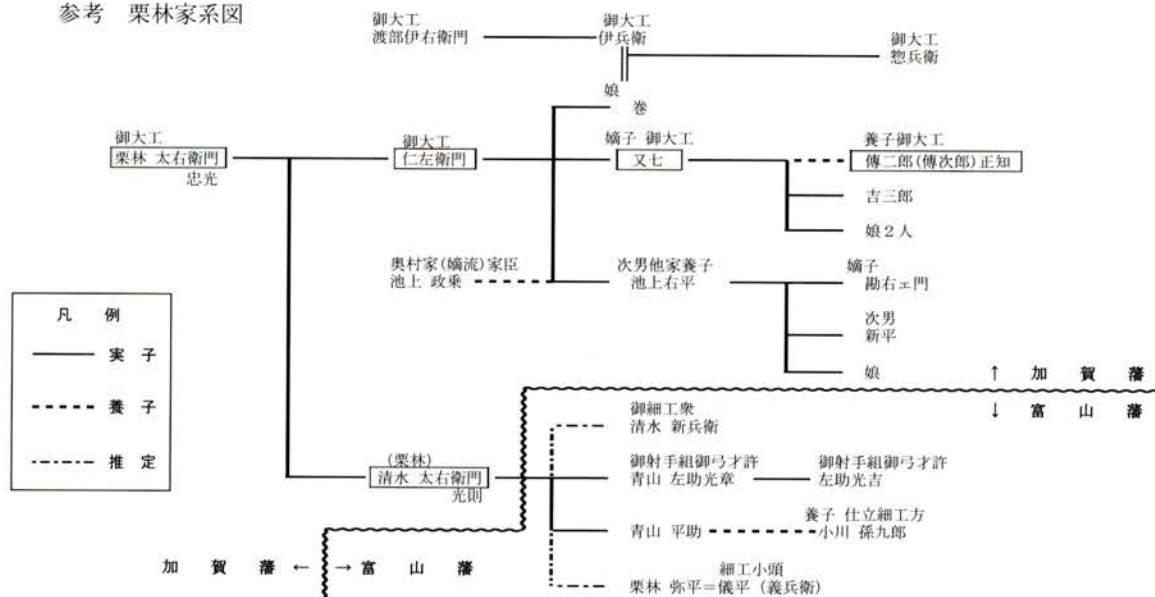
『明治二年士族分限帳』（『侍帳』収載）に、佐太郎の継嗣と思われる青山左十郎光信も認める。

(33)

新兵衛・儀（弥）平は、左助光章の兄弟となることから、青山左太郎・小川孫太夫の項に記述があつてしかるべきであるが、先に示したように、両人の家系が既に絶えていたため、記述されなかったものと考えられる。しかし、太右衛門光則・仁左衛門に3人目以降の兄弟が存在し、それが青山平助であった可能性も考えられる。

- (34) 和嶋俊二（「前田利政」『書府太郎 上巻』（北國新聞社 2004）のp.175）氏による。
- (35) 利政と上方に「御供」したとの伝承とは異なり、別の目的で伏見に移っていたことも考えられる。
- (36) 『又七覚』に対して、『御大工知行帳』・渡部家『累代系図』はそれぞれ従属史料と考えられる。しかし、『御大工知行帳』と渡部家『累代系図』とは、『又七覚』の記述した範囲内でのみ同系列の史料としての関係にあるが、『又七覚』に記述がない延宝4年以降の分については、同系列の史料とはすぐには言えない。また、筆者は、『御大工知行帳』の傳二郎を御大工とする記述は、管見ではほかの史料に見られないことから、別筋からの藩当局の情報によるものと考えている。
- (37) 拙稿cのp.441
- (38) 太右衛門忠光の知行高を400石とすることが相異していた。さらに『又七覚』等にはない、利政が改易後に伏見に一時移住し、その後金沢に戻って清水に苗字を改めたとする伝承をもつ。
- (39) 日置 謙 編『改訂増補 加能郷土辞彙』（北国新聞社 復刻版1973）によれば、2代目富山藩主の前田正甫（まさとし）は、寛文7年（1667）にほんの一時期大蔵大輔を称したようだが、改めて寛文9年から大蔵大輔を称するようになったとしている。このことから、寛文9年に正式に大蔵大輔に叙任したと思われる。
- (40) 富山藩士と判明した3人は、又七の父である栗林仁左衛門の兄弟にあたる清水（栗林）太右衛門 光則の子息であり、兄弟同士であったことを拙稿cで推定した。
清水新兵衛と青山左助は富山藩立藩時に加賀藩から移ったと見られるが、栗林儀（弥）平だけは立藩時に年齢が若く富山藩士ではなかった可能性が残る（表3-5-1）。さらに、富山藩士小川孫太夫の由緒書から、左助に青山平助と言う弟が居たことが判明した。この平助が、当史料中の江戸大工の彦助であった可能性を拙稿cで指摘した。
なお、又七の祖父は栗林（清水）太右衛門 忠光であって、加賀藩内に清水（栗林）太右衛門と名乗った同名の子（光則）がいたことが、富山藩側の史料に記載されていた。そこで調査したところ、石川県内に光則によると見られる作品が遺っていたことも、拙稿cで初めて明らかにした。
- (41) 拙稿cにおいて、寛永16年と貞享3年（1686）の侍帳には栗林を苗字とする藩士は確認できなかったが、元禄3年の侍帳で儀平の年齢が62才と高齢であるとしていることと、「弥」と「儀」の崩し字が似ていることから、『侍帳』の読み違い等を推測し、弥平と儀平を同一人物と判断した。
なお、寛永16年の侍帳に弥平が見られないのは若年であったためで、貞享3年の侍帳に見られないのは、前述した延宝7年の栗林又七の事件による処分が実施されたからだと考えている（拙稿c）。
- (42) 『又七覚』が書かれたのは延宝4年、『由緒書』の原本が書かれたのは天保9年であるから、延宝4年と天保9年では160年近い開きがあり、『又七覚』の方が遙かに太右衛門忠光に近い時期に書かれたものである。しかしながら、加賀藩でも藩士各家の由緒書は度々作られており、富山藩の青山家の由緒書も天保が初めとは考えられず、もっと以前からこのような伝承が存在していたと考えられる。

参考 栗林家系図



第4章 結論

1. 各史料の信頼性等

(1) 『御大工知行帳』等の成立と信頼性について

『御大工知行帳』の成立については、延宝4年に『又七覚』等が藩作事方に提出されていたことと併せ、延宝年間に現役等であった御大工より『御大工知行帳』の記述が詳細になっていることから、

- ① 延宝4年頃に、御大工等各家から作事奉行に提出された由緒書類を基に、延宝4年以前の御大工等の記録を編纂したことが、現存する『御大工知行帳』の祖本の最初期の成立であったと推定した。
- ② 延宝7年以降に現役であった御大工等からは、記録が逐次更新され始められていたことが確かめられた。

一方、富山藩の栗林家の由緒書の一部に『御大工知行帳』の記述との相異が見られたことや、御大工の死因に関する記述が正鄰記等の記録と相異していたことから、

- ③ 『御大工知行帳』の祖本が最初に成立したと見られる延宝4年を大きく遡る記述は、信頼性に欠けるおそれがある。しかし、延宝4年以降においても、藩や家に都合の悪い事実を伏せて『御大工知行帳』は記録されている節も窺われた。

また、『御大工知行帳』が寛政3年に再生された後の状況の考察により、

- ④ 『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』は、寛政3年に既存『御大工知行帳』の原本を再生した後に、寛政8年から同様の趣旨で藩作事所が新たに編纂を始めた文書の写しと考えられ、『御大工知行帳』と比較して時代が降ることなどから、史料の信頼性は高いと判断された。

今回このように、『御大工知行帳』等に信頼性に欠ける部分が判明したが、信頼できる範囲において利用する分には、これまでのとおり加賀藩お抱え大工で有用な史料である。むしろ、利用が制限される範囲を明確にしたことにより、適切な利用であるかの判断を行いやすくなったと言える。

(2) 『御作事所役人附』の成立と信頼性について

『御作事所役人附』の検証によって、以下のことが判明した。

- ① 当史料の各人の「個人票」に朱書きされている年齢および生年の十二支と、他の史料から知られている各大工の生年・年齢との比較により、当史料の各人の「個人票」に朱書きされた年齢は、標題のとおり文政6年時点の年齢であることが判った。
- ② 一方、当史料に記載されている各役職の在職者は、『御大工知行帳』ほかの記述との比較検証により、文政9年4月頃の状態を示していることが判った。
- ③ 当史料の原型は文政4年以前に存在したが、文政6年に清水又十郎篤郷が御大工頭に昇格したのを機に改正され、篤郷が亡くなる文政9年まで修正が加えられて成立したことが窺われた。
- ④ また、当史料の御大工頭等の在職者の状況から、篠田政之の例から、加賀藩のお抱え大工に病気休職の扱いが存在していたことなどの新知見が得られた。

したがって、『御作事所役人附』は御大工頭の私的史料ではあるが、信頼性の高い良質な史料とできる。ただし、当史料の利用にあたっては、記載されている役職およびその在職者と、各人の「個人票」に記された年齢との間には、3年のずれが生じている事などを考慮する必要がある。

このように当史料には、固有の留意点が存在しており、これまで誤った利用も見られたが、加賀藩の文化・文政期の作事組織および当時活躍した大工等の名前・経歴等を詳細に知ることができる極めて良質で貴重な史料であることが判った。今後は、本稿で篠田政之の病気休職相当の扱いを受けたと見られる新知見が得られたほか、井上明矩が平士並み御用に専念していた時期があったのではないかと勤務実態の見直しにつながったように、加賀藩作事方組織等の研究に幅広く活用されることが期待される。

(3) 渡部家『累代系図』の信頼性について

- ① 渡部家『累代系図』は、『又七覚』に記述された渡部家と栗林家の人間関係と、江戸大工の彦助を除き完全に一致した。そのため、後述の『又七覚』の栗林太右衛門の項および又七の親類記述部分と同様に、渡部家『累代系図』の栗林家の家系に関する記述の信頼性は高いと言えた。
- ② また、『又七覚』に記述のない部分についても、又七の事件による処分があった形跡については、池上家の鉄蔵の由緒書、『富山藩侍帳』および『龍光院様御代分限帳』との比較検討により、信頼性が認められた。
- ③ 最後に、又七の事件により、栗林家一門の「家傳ノ秘事」が、渡部家に移されたことは、栗林家で作成されたと考えられる『又七覚』が、渡部家に伝来していること自体をその証左としてあげ、信頼できるとした。

以上により、渡部家『累代系図』のうち、拙稿 j での考察に関わる伊兵衛・惣兵衛の項については、信頼性が高いことが確かめられた。

(4) 栗林又七『先祖并一類付之覚』（『又七覚』）の信頼性について

- ① 当該史料の栗林太右衛門の項については、『富山藩士由緒書』にある青山左助家の由緒との比較によって、ほぼ同様の内容であること確認した。
- ② 当該史料の又七の親類記述部分についても、栗林仁左衛門の甥、青山左助、清水新兵衛、栗林弥(儀)平が仕えたとされる「大蔵大輔様」が、富山藩 2 代目藩主であることを突き止めた。そこで、『富山藩侍帳』および『富山藩士由緒書』との照合を試み、寛永16年の侍帳に、青山左助と清水新兵衛が記載されていることを確認した。

このうち青山左助家は、天保9年に作成された由緒書に、加賀藩御大工栗林太右衛門の子孫であることが明記されていた。一方、富山藩初期の侍帳を写したとされる『龍光院様御代分限帳』-(『富山藩侍帳』収載外)と元禄3年の侍帳に、細工人の「栗林義兵衛」・「栗林儀平」なる人物の存在を確認した。年齢等の状況から、両史料の「義兵衛」と「儀平」は同じ人物と考えられ、名前の読みは「ぎへい」であった蓋然性が高くなった。

すなわち、栗林太右衛門の項および又七の親類記述部分について、富山藩の公式史料の記述とおおむね一致することが判明し、当該部分の信頼性が高いことを確認した。

- ③ 奥書部分については、『諸頭系譜』・『諸士系譜』によって、提出先とされる一色瀬兵衛が延宝4年当時に藩の作事奉行であったと確認されたことで、その信頼性が担保されたと考えた。
- ④ 残る栗林仁左衛門および又七の項は、比較すべき他の史料が『御大工知行帳』・渡部家『累代系図』以外に存在しなかった。しかし、他の史料との比較によって、当史料の記述内容

の多くの部分に関して信頼できることが確認されたことで、仁左衛門および又七の項を含め全体の信頼性は高いと考えられた。

以上のように、『又七覚』と比較検証の対象とした富山藩の史料とは、相互に信頼性が高いことを明らかにした。

なお、今回の渡部家文書の両史料の検証を通じて、お抱え大工の系統の研究については、他家の由緒書に記載された親類を調査する方法は有効であることが確かめられたので、今後はより広範囲に応用していくことを考えたい。

2. 史料の信頼性検証の効果

各史料の信頼性について、以下のことが判明した。

- ・ 『御大工知行帳』は、信頼性の低い年代範囲が存在することや、お抱え大工の死因については史料全体で信頼性が低いことを明らかにした。
- ・ 『御作事所役人附』は、記述内容の状況から作成された背景を把握し、『御大工知行帳』ほかと比較した結果、記述内容に固有の特性を持ち、利用には注意が必要であることが明らかとなった。
- ・ 渡部家『累代家図』・栗林又七『先祖并一類付之覚』（『又七覚』）は、他藩である富山藩の公式史料等により検証したことで、信頼性が高いことが確認された。

本稿では、既往研究が論考に利用した史料の信頼性を十分検証していなかった問題点を明らかにし、信頼性検証の有用性と、信頼性の検証が加賀藩お抱え大工の研究に貢献することを示した。また、新に発見された史料だけでなく、既知の史料の信頼性の検証によっても、史料の見直しや新たな解釈が新知見の獲得に繋がる事例も示した。

すなわち、史料の信頼性の検証は、史料の信頼性を失わせるものではなく、むしろ史料の信頼性を見極めることにより、史料の有効な利用の範囲・方法を提示し、適切な利用に導く手段となることを明らかにすることができた。以上のように、建築史分野においても、史料の信頼性を検証することは、主として文献史料を用いた研究では有用性が極めて高いと考える。

これらの検証成果を基に、拙稿 i・j では、本稿で検証した史料を用いて、その史料の信頼性の検証過程で、加賀藩の大工に関する知見が新たに得られた事例や、史料の信頼性が高いと確認された範囲内に限定した利用によって、加賀藩の大工に関する実態を明らかにすることができた事例により、史料の信頼性の検証を実施した二次的効用や史料の特性に従った利用が、建築史学上の有益な考察結果をもたらすことを実証した。

なお、『日並記』は、前田家の所蔵であったが高畠厚定の子孫が献上した私製の史料であり、今後さらにその成立過程、信頼性等の検証が必要であると考えている。

本論文は、当研究所の研究成果を広く県民の皆様等に知っていただくために、筆者の学位論文としてまとめた「加賀藩の大工史料によるお抱え大工の研究－清水文庫・渡部家文書の信頼性検証を通して－」の第1章、第2章および第4章第1節に、最小限の加筆・修正を加えて再構成したものです。

原論文をまとめるにあたり、便宜・ご指導等を賜りました皆様方に重ねて感謝申し上げます。